

三重県共同募金会配分基準

共同募金の配分は、「三重県共同募金会配分要綱」によって行うが、配分額の算定等について必要な事項はこの基準によるものとする。

I. 施設・団体に対する配分（社会福祉協議会は除く。）

1. 配分対象施設・団体

配分対象施設・団体は次のものをいう。

(1) 施設

社会福祉法第2条第2項もしくは第3項または更生保護事業法第2条に明記されている事業を行う施設で、法令、条例等の定めにより認可を受け、もしくは届出を行い、または、指定を受けているもの

(2) 団体

地域福祉または更生保護事業を推進する団体で、次の要件の全てに該当するもの

ア 会則があり、代表者が適正な手続で選任されているもの

イ 県内に所在することが明確であるもの

ウ 予算・決算が適正に行われていて、経理状況が明確であるもの

エ 事業計画・事業報告が適正に作成されているもの

2. 配分対象事業

配分は、社会福祉の先駆的開拓的事業および地域住民の福祉向上をはかるための事業に要する経費で、公費補填のないものに対して行う。

ただし、次のものには配分されない。

ア 役員会、総会、大会経費および職員の人件費等、施設・団体の一般的運営に要する経費

イ 2県以上にまたがる地区を対象とした大会や会議に要する経費

ウ その他、社会福祉を目的とする事業と認めがたい事業の経費

3. 申請区分

(1) 申請区分は、次のとおりとする。

ア 工事

イ 備品

ウ その他の事業

(2) 申請は、(1)に定める区分のいずれか1つについてできるものとする。ただし、事業を実施するために必要な備品については、その他の事業の中に含めて申請することができる。

4. 配分額

- (1) 配分額は、申請書および関係書類、現地調査等により事業の必要性、緊急性を検討し、決定する。
- (2) 配分額の上限は、総事業費の3/4または下表に定める額のいずれか低い額とする。ただし、当分の間は総事業費の80%または下表に定める額のいずれか低い額とする。

配分の上限額

(単位：万円)

区 分	施 設	団 体 (NPO・ボランティアを含む)	県域団体
工事	50	50	50
備品	30	30	30
その他の事業	30	30	50 (※)

5. 連年配分

- (1) 原則として連年配分は行わない。ただし、県域団体のその他の事業費(※)に関しては、当分の間、特に本会が認めたものとして連年配分申請を行うことができるものとする。
- (2) 県域団体がその他の事業費以外で配分を受けた場合は、(1)にかかわらず、その翌年度の配分申請はできないものとする。

II. 社会福祉協議会に対する配分

1. 配分対象事業

配分は、地域住民のニーズに基づく地域福祉・在宅福祉サービス事業に要する経費に対して行う。

ただし、次のものには配分されない。

- ア 役員会、総会、大会経費および職員の人件費等、会の運営に要する経費
- イ 他団体から委託を受けた事業の経費補填
- ウ その他、社会福祉を目的とする事業と認めがたい事業の経費

2. 配分額

市町社会福祉協議会への配分額は、次により算出する。

ア 一般募金

配分額 = 該当共同募金委員会(支会)の募金実績額 - (広域分 + 地域分)

※広域分・・・(事務費+災害準備金+広域施設・団体分) × 当該各市町世帯数 / 県内世帯数

地域分…当該社会福祉協議会以外の地域施設・団体分

イ 地域歳末たすけあい募金

配分額 = 該当共同募金委員会（支会）の募金実績額

ただし、使途は次の事業に充当する。

見舞金品贈呈事業……………当年度に支出する。

地域福祉サービス事業……当年度または翌年度の事業費として支出することができる。

(2) 県社会福祉協議会への配分額は、申請書および関係書類により事業の必要性および緊急性並びに募金実績額を検討して決定する。

Ⅲ. 特別事業への配分

次の事業に対しては、特別に基準を設ける。

1. 災害等復旧事業

(1) 配分対象事業

I に定める施設・団体が行う災害等による施設（活動拠点を含む。）の改築または復旧および備品の整備事業（災害支援制度に基づくものを除く。）

(2) 配分額

配分額は、災害等の復旧のために必要な事業費の3/4以内とし、申請書および関係書類、現地調査等により事業の必要性、緊急性を検討し、決定する。

配分額の上限は下表のとおりとする。

区 分	上限額
建物整備	100万円
備品整備	50万円

(3) 連年配分

連年の配分申請は原則として認めない。

2. 特別配分事業

(1) 配分対象事業

施設およびボランティア団体、NPO等の各種団体が行う社会福祉の先駆的開拓の事業および地域住民の福祉向上を図るための事業であって、周年記念事業等、本会の目的を達成するために特別に必要であるとして、配分対象、使途および期間を限定して配分委員会および理事会、評議員会で決定された事業

(2) 配分額等

配分の申請、使途、配分額等については、事業の内容に応じて、I に準じて別に定める。

附 則

- 1 この配分基準は、平成10年 4月 1日から施行する。
平成11年 3月25日 一部改正

附 則

- 1 この配分基準は、平成19年4月1日から施行する。
平成28年4月1日 一部改正